

速報！ さくらユウワ通信

熊本地震での被災者は、医療機関等での窓口負担が免除されます

熊本地震で被災された方のうち、下記の1～5に該当する方が、医療機関など（熊本県以外の医療機関等も含む。）で診療や介護サービスを受ける際に、医療機関や介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告することで、一部負担金の支払いが猶予されます。

要件

1. 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
3. 主たる生計維持者が行方不明である方
4. 主たる生計維持者が業務を休止・廃止した方
5. 主たる生計維持者が失職して現在収入がない方

対象者

次の医療保険、介護保険に加入されている方

- ・熊本県全域の市町村の国民健康保険、介護保険
- ・熊本県後期高齢者医療
- ・協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合（いずれも熊本県内に住所がある方） など

さらに、熊本県内すべての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している方については、猶予された一部負担金は免除されます。

(※) この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告された内容について、後日、ご加入の保険者から、確認がとられることがあります。

なお、入院、入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

この窓口での取扱は、平成28年7月末までです。

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点がございましたら、ご加入の各保険者にお問い合わせください。